

**SGEC 分別・表示事業体審査報告書
(概要版)**

加子母森林組合

平成 2 1 年 1 2 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 加子母森林組合の概要

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

I. 加子母森林組合の概要

1. 申請者名称 加子母森林組合 代表理事組合長 内木篤志
(所在地) 岐阜県中津川市加子母 4872 番地 5
2. 認定事業体 加子母森林組合
本 所 : 中津川市加子母 4872 番地 5
モクモクセンター : 中津川市加子母 4872 番地 5
共販所 : 中津川市加子母字桑名屋 4883 番地 6
木工所 : 中津川市加子母字桑名屋 4872 番地 4
製材所 : 中津川市加子母 571 番地
3. 事業内容 森林造成、素材生産、木材共販、木材加工・製材、
林産物・木材製品販売、ヒノキ葉成分・バイオマス活用等
- (認定対象業種) 素材生産・販売、製材・木材加工、木製品・林産物等販売

4. 沿革・概要

加子母森林組合は、昭和 3 年に設立され、80 年以上の歴史を持つ森林組合である。地域全世帯の 8 割が山林を所有する森林組合員であるなど、山林と住民の結びつきが極めて高い地域で、旧加子母村が、平成 17 年に中津川市に編入された際にも森林組合は合併せずに独自の組合運営を続けている。

組合の事業は、森林整備から共販、木材加工、木工・販売、バイオマス活用、キャンプ場の管理等幅広いが、全て地域住民とともに、森林資源を有効に活用していこうとする取組である。

林産事業では、年間約 4,000 m³の素材を生産し、木材共販所では、年間約 8,000 m³の原木を販売している。この他、地域の林産物や木工・工芸品などを販売する「モクモクセンター」や、加工事業では、小径木丸太の製造、木くず原料のバイオブリケットの製造、ヒノキ葉の香り成分抽出などを手がけている。

SGEC 事業体認定の取り組みは、同時に森林認証申請中の同組合管理森林から生産される認証材のトレーサビリティを確立し、当地域の銘柄材「東濃檜」のブランドを流通銘柄から、産地銘柄にしていこうとの取組である。

【加子母森林組合の概要】

- ・ 組合設立 : 1928年（昭和3年10月30日）設立
1952年（昭和27年2月27日）名称・機構変更
2005年（平成17年3月15日）名称変更
- ・ 組合員数 : 927名（平成20年12月末）
- ・ 出資金額 : 59,293千円
- ・ 役員数 : 10名（理事 7名 監事 3名）
- ・ 職員数 : 32名（事務職9名・技術職16名・常雇員7名）
- ・ 事業総収入 : 312,438千円（平成20年度）
- ・ 素材取扱量 : 8,034 m³（平成20年度）
- ・ 保育機械 : フォワーダー1台、グラップルローダー2台、バックホー4台、木工機械17台
- ・ 施設 : 木材共販所併用貯木場1ヶ所 面積 10,000 m²
モクモクセンター 1棟 面積 697 m²
木工所 1棟 面積 476 m²
杭加工場 1棟 面積 365 m²
製材所 1棟 面積 500 m²
桧葉加工場 1棟 面積 86 m²
ブリケット加工場 1棟 面積 32 m²
- ・ 組合作業班 : 3班 22名（平成21年7月現在）

所 属 職 種	森林組合	アイリン 作業組合	柚林 林業組合	計
主に造林	3人	3人	—	6人
主に林産	4人	5人	2人	11人
森林土木	2人	—	—	2人
研 修 中	3人	—	—	3人
計	12人	8人	2人	22人

【木材・木製品の年間取扱実績】

○木材・木製品の取扱量（平成16年1月1日～平成20年12月31日）

①素材生産量

林産事業

単位：m³

年 度	16	17	18	19	20	計
材積(m ³)	2,388	2,612	3,176	4,015	4,263	16,454

②素材販売量

木材共販事業（木材市場取扱量）

単位：m³

年 度	16	17	18	19	20	計
材積(m ³)	8,627	8,224	8,066	8,075	8,034	41,026

③木材加工量

加工原料入荷量

単位：m³

年 度	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	計
小径木	320	270	340	310	330	1,570
製材品	86	69	96	80	120	451

加工製品出荷量

年 度	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0	計
木製型枠(m ³)	0	0	0	156	768	924
加工杭(本)	4,397	4,123	5,690	3,594	6,724	24,528
加工丸太(本)	18,320	10,914	22,365	22,365	18,075	88,692
木工品(件)※	238	197	243	188	199	1,065
ヒノキ葉製品(個)	4,883	47,748	21,534	36,468	36,681	147,314
ブリケット(kg)	188	167	144	141	147	787

※木工品は、学童机・丸太ベンチ・工作キット・注文什器類

5. 分別・表示管理の方針

加子母森林組合の分別・表示システムは、素材生産、木材共販所での素材販売、木材加工場等での木材加工、製材品等の販売までである。

SGEC 分別・表示事業体認定取得に当たり、「加子母森林組合認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「認証林産物」と、それ以外の林産物が生産・搬出、受入・保管、加工、出荷の各過程で混在しないよう、責任体制を明らかにして適正な分別・表示管理体制を確立することとし、「認証林産物分別・表示管理体制」、「認証林産物生産・出荷管理工程」を整えて管理体制を確立している。

基本的な作業工程の分別・表示管理の概略は以下の通りである。

- (1) **素材生産**：「現場担当者」が、SGEC 認証森林であることを確認し、認証素材の搬出にあたっては、木口へのマーク・刻印・スプレー等で区分し、認証林産物であることが確認できるようにする。
- (2) **木材市場**：木材共販システムを利用して、所有者及び認証林産物であることを表示して販売する。
- (3) **製材業**：加子母森林組合が管理する製材所では、認証材のみを加工し、森林組合の認証材保管場所へ移し SGEC 表示して管理する。
地域内の製材工場に賃挽き委託する場合は、事前に「認証材賃挽き仕様書」を交わして、工程を管理し、加工後は、直ちに森林組合の認証材保管場所へ移し SGEC 表示して管理する。
- (4) **木工業**：材料の保管倉庫を認証材用と一般材用に離れた場所に分け、木口にスプレー等で色を付け管理する。商品については、SGEC 表示する。

- (5)小径木:山土場において、認証材にはスプレー等で色を付け運搬する。
工場においては、原木置き場を定め、認証材は、日を決めて加工する。
加工した製品は、あらためて木口にスプレー等で色を付け一般材用と離れた場所に保管する。

なお、記録簿である「SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表」及び、素材生産現場の指導マニュアルである「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を定め、各段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。

【主な確認資料】

- 平成 20 年度事業報告書
- 加子母森林組合認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物分別・表示管理体制図
- 加子母森林組合分別・表示管理の計画(認証林産物生産・出荷管理工程)
- 「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル
- 木材共販所及び加工所等施設配置図
- SGEC 認証材入荷・製品在庫管理表(書式)
- 加子母森林組合間伐材製品カタログ

II. 審査経過 —加子母森林組合の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、神尾和美、宇佐美均の3名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成21年9月1日／審査申込

(説明内容)

1. SGEC 分別・表示システム及び、全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 確認資料の説明

【認定審査】

11月26日／書類確認及び現地確認

(場 所)

加子母森林組合事務所、木材共販所、土場及び木材加工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員	児島 裕
専門審査員	神尾和美

(出席者)

加子母森林組合	代表理事組合長	内木篤志
同	事務参事	日下部信康
同	技術参事	細江輝之
同	事業部共販所長	今井鋭二
同	事業課長	安江恒明
同	加工販売課係長	内木英喜

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の素材生産・搬出、受入・保管、加工、出荷における木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・加工、出荷管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 森林組合の素材共販所、土場及び木材加工場等において、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を各担当者に確認した。

【審査判定】

平成 21 年 12 月 11 日 / 審査委員会

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
(社)日本育種協会理事	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会 専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一
同 認証審査センター	宇佐美 均

(内 容)

1. 現地確認の結果及び SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」に基づいた審査内容を各委員に説明した。
2. 提出資料、実行体制及び入荷・出荷管理の仕組み等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 加子母森林組合の審査における判定事由書（概要）

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、加子母森林組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレーサビリティを確立すること。（基準 3 - 4）
2. 関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3 - 5）
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3 - 6）